

労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合、

「労災電子化加算」を算定できます

現在、労災診療費の電子レセプト請求ができるようになっていますが、電子レセプト請求を実施する医療機関の負担軽減を図るため、

平成26年4月診療分から「労災電子化加算」の点数を

3点から5点に引き上げます。

加算点数

オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、

1件につき5点加算できます。

(初診・再診を問わず、電子レセプト1件ごとに加算可能)

加算対象期間

平成26年4月以降の診療分から、引き上げ後の「労災電子化加算」が算定できます。

平成26年3月診療分までは、電子レセプト1件につき3点の算定となります。

※「労災電子化加算」の算定は、平成28年3月診療分までとなる予定です。

→電子レセプト請求の早期導入をご検討ください!

※ 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を利用する前に所定の手続きが必要となるので、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、専用のヘルプデスク(0120-631-660)又は青森労働局労災補償課までお問い合わせください。

青森労働局労働基準部労災補償課
電話017-734-4115